

大阪大学医学部附属病院治験審査委員会 委員名簿A

2024年1月1日現在

氏名	治験審査委員会規程第3条該当箇所		GCP28条該当箇所	所属	職業・資格	備考
藤野 裕士 Fujino Yuji	第3条(1)	診療科長		麻酔科	医師	委員長
久保 盾貴 Kubo Tateki	第3条(1)	診療科長		形成外科	医師	副委員長
服部 聡 Hattori Satoshi	第3条(10)	その他、病院長が必要と認めた者		情報統合医学講座 (医学統計学)		副委員長
清原 英司 Kiyohara Eiji	第3条(2)	診療科に属する医師		皮膚科	医師	
三隅 祐輔 Misumi Yusuke	第3条(2)	診療科に属する医師		心臓血管外科	医師	
中川 慧 Nakagawa Satoshi	第3条(2)	診療科に属する医師		婦人科	医師	
山本 賢一 Yamamoto Kenichi	第3条(2)	診療科に属する医師		小児科	医師	大学院医学系 研究科・保健 学専攻
山本 智也 Yamamoto Tomoya	第3条(3)	副薬剤部長		薬剤部	薬剤師	
植園 法子 Uezono Noriko	第3条(4)	看護師長		看護部	看護師	
小門 穂 Kokado Minoru	第3条(5)	医学、歯学、薬学その他の医療又は 臨床試験に関する専門的知識を有する 者以外の者	GCP28条第1項 3号委員	大阪大学大学院 人文学研究科		准教授
	第3条(8)	人権・倫理に関する識見を有する者				
鵜飼 万貴子 Ukai Makiko	第3条(5)	医学、歯学、薬学その他の医療又は 臨床試験に関する専門的知識を有する 者以外の者	GCP28条第1項 3号委員	白水法律事務所	弁護士	
	第3条(8)	人権・倫理に関する識見を有する者				
山元 宏平 Yamamoto Kohei	第3条(6)	大阪大学医学部附属病院及び治験の 実施に係わるその他の施設と利害関 係を有しない者	GCP28条第1項 4号委員			元小学校教員
	第3条(7)	審査委員会の設置者と利害関係を有 しない者	GCP28条第1項 5号委員			
	第3条(9)	一般の立場から意見を述べることが できる者				
小島 隆夫 Kojima Takao	第3条(6)	大阪大学医学部附属病院及び治験の 実施に係わるその他の施設と利害関 係を有しない者	GCP28条第1項 4号委員			元国土交通省 近畿運輸局
	第3条(7)	審査委員会の設置者と利害関係を有 しない者	GCP28条第1項 5号委員			
	第3条(9)	一般の立場から意見を述べることが できる者				
浅野 かな子 Asano Kanako	第3条(6)	大阪大学医学部附属病院及び治験の 実施に係わるその他の施設と利害関 係を有しない者	GCP28条第1項 4号委員	京都市教育委員会		
	第3条(7)	審査委員会の設置者と利害関係を有 しない者	GCP28条第1項 5号委員			
	第3条(9)	一般の立場から意見を述べることが できる者				

任期：2025年12月31日迄

注) 治験審査委員会の本名簿の委員が審査する治験は、2018年度以降に受入れた整理番号に「一A」がつく治験となる。